

埼玉県高圧ガス保安対策推進部会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県内の高圧ガス取扱事業所における高圧ガス事故の未然防止及び保安技術の向上に係る事項について検討及び意見交換を行うため、埼玉県高圧ガス保安対策推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 部会は次の事項について検討し、情報交換をする。

- (1) 高圧ガス事故の未然防止対策に係る事項
- (2) その他高圧ガスの保安対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、次の委員会及び検査事務所並びに埼玉県危機管理防災部化学保安課（以下「化学保安課」という。）の構成員を部会員として組織する。

- (1) 一般ガス・LPガスの部
埼玉県高圧ガス会・埼玉県高圧ガス地域防災協議会合同技術委員会
- (2) 冷凍の部
高圧ガス保安協会埼玉県冷凍教育検査事務所

(会議)

第4条 部会を開催する際は、化学保安課長が招集する。

(事務局)

第5条 部会の事務を処理するため、化学保安課内に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において協議し、化学保安課長が定める。

附則 この要綱は、平成29年5月19日から施行する。